

令和 6 年度高浜市障害者就労施設等からの物品及び役務の調達方針

令和 6 年 4 月 1 日 制定

1 目的

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号）に基づき、本市が行う物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達において、障害者就労施設等が提供する物品等に対する受注の機会の拡大を図り、もって障害者の自立の促進に資することを目的とする。

2 適用範囲

この方針は、本市が契約によって調達する物品等に対し適用する。

3 調達の対象となる障害者就労施設等

この方針による調達の対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に定める施設等
 - ア 就労継続支援事業所（A 型・B 型）
 - イ 就労移行支援事業所
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 地域活動支援センター
 - オ 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う入所施設）
- (2) 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 18 条第 3 項の規定により必要な費用の助成を受けている小規模作業所
- (3) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成 25 年政令第 22 号）で定める事業所
 - ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）
 - イ 次のいずれの要件も満たす重度障害者多数雇用事業所
 - (ア) 障害者の雇用者数が 5 人以上であること。
 - (イ) 障害者の割合が従業員の 20% 以上であること。
 - (ウ) 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が 30% 以上であること。
- (4) 障害者雇用促進法に定める在宅就業障害者及び在宅就業支援団体

4 調達を推進する物品等

本市が調達する物品等のうち、障害者就労施設等が受注することが可能なものを対象とする。

5 調達目標

当該年度における調達目標は、対象となる物品等の調達実績額が前年度の実績額を上回ることとする。

6 調達の推進方法

(1) 本市における取組方針

ア 障害者就労施設等から調達可能な物品等の情報の収集について適宜行い、各部署に対して情報提供を行うこととする。

イ 各部署は、この情報提供に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に努めるものとする。

ウ 各部署は、これまで障害者就労施設等からの調達実績のない物品等の調達拡大にも努めるものとする。

(2) 随意契約の活用

調達における予算執行については、予算の適正な使用並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定に基づく随意契約を積極的に活用するものとする。

7 調達実績の公表

調達実績については、会計年度終了後、その実績の概要を取りまとめ、市ホームページを通じて公表するものとする。

8 調達方針に関する担当窓口

この方針に関する担当窓口は、介護障がいグループとする。